

岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年岐阜市規則第22号)の全部を改正する。

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)並びに岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
- (一般廃棄物搬入に係る場所及び方法)
- 第2条 条例第3条第2項に規定する市長の指示する場所及び方法は、次の各号に定めるところによる。
- 場所 岐阜市東部クリーンセンター及び岐阜市掛洞プラント又は市の指定する施設
 - 方法 廃棄物を必要に応じて乾燥、破砕、切断、梱包等を行い前号の場所において、廃棄物を容易に処分できるよう措置を講ずること。
- (事業活動に伴う一般廃棄物の処理)
- 第3条 市長は、条例第5条の規定により事業活動に伴い排出される一般廃棄物(し尿を除く。以下同じ。)が一般家庭から排出される一般廃棄物と併せて週標準量50キログラムを超えるもの又は市長が定める収集回数を超えるものに対し、当該一般廃棄物の運搬を命ずることができ、特に必要と認めるときは、減量に関する計画の作成又は自己処分を指示することができる。
- 2 前項の規定により自ら運搬する場合における場所及び方法は第2条の規定の例による。
- (し尿処理手数料の算定方法等)
- 第4条 条例別表第1に規定する従量制の適用範囲は、次のとおりとする。
- 官公署、学校、会社、工場その他これらに準ずる施設
 - 設備と人員が均衡を欠くもの
 - その他特別の事情があるもの
- 2 前項の場合において、18リットル未満の端数は、18リットルとみなし手数料を算定する。
- 3 条例別表第1に規定する臨時収集加算金の適用範囲は、次のとおりとする。
- 工事現場、催物、大会等のため、一時的に設置された便槽について臨時にくみ取る場合
 - その他市長が臨時収集加算金を徴収することが適当であると認める場合
- 4 し尿処理手数料の算定基礎となる人員は、1月の初日(以下「基準日」という。)現在の世帯員をもって算定する。ただし、その基準日後に人員の増減があった場合には、第5条の規定に基づき増減の属する期の次の期から当該人員により算定する。
- (し尿処理手数料の徴収方法)
- 第5条 条例第6条第3項の規定による徴収の方法は、納付書により行うものとし、1年を6期に分け、し尿処理手数料納入通知書を発行し徴収する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、随時に徴収することができる。
- 2 し尿処理手数料の納期限は、次のとおりとする。
- | | | |
|------|-------------|----------|
| 第1期分 | 4月末日(処理した月 | 2月、3月) |
| 第2期分 | 6月末日(処理した月 | 4月、5月) |
| 第3期分 | 8月末日(処理した月 | 6月、7月) |
| 第4期分 | 10月末日(処理した月 | 8月、9月) |
| 第5期分 | 12月末日(処理した月 | 10月、11月) |
| 第6期分 | 2月末日(処理した月 | 12月、1月) |
- (粗大ごみ処理手数料等)
- 第5条の2 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等のうち別表第1に掲げるものを市が設置する容器に直接投入する場合その他市長が認める場合とする。
- 第5条の3 条例別表第2に規定する粗大ごみ処理手数料について規則で定める品目、額及び重量区分は、別表第2のとおりとする。
- 2 条例別表第2備考に規定する規則で定める指定袋の様式は、岐阜市紙証規則(昭和39年岐阜市規則第10号)別記に規定する袋式証紙によるものとする。
- (市が処理する産業廃棄物)
- 第6条 市長は、条例第7条の規定により市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を定めるときは、その旨を告示するものとする。
- 2 前項に規定する市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する者は、自ら又はこれらの廃棄物に係る一般廃棄物収集運搬業者(法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。)に委託して、市長が指定する施設へ搬入しなければならない。
- (市が処理する産業廃棄物の処理費用)
- 第7条 条例第8条に規定する市長が必要と認める額は、1キログラムにつき11円とする。
- (手数料の減免)
- 第8条 条例第9条に規定する災害その他特別の理由があると認められるときは、次の各号の一に掲げるときとする。
- 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に規定する扶助を受けているとき。
 - 天災その他の災害を受けたとき。
 - 市が主催し、又は共催する事業において生じた一般廃棄物の収集、運搬及び処分をするとき。
 - 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- 2 手数料の減免を受けようとする者は、市長に申請をしなければならない。ただし、天災等の場合で特に市長が認めた場合はこの限りでない。
- (一般廃棄物処理業の許可申請等)
- 第9条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- 2 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 3 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- (一般廃棄物処理業の許可基準)
- 第10条 法第7条の規定による一般廃棄物処理業の許可をする場合の基準は、法令に定めるもののほか次のとおりとする。
- 申請者が岐阜市内に住所を有する者(法人である場合には岐阜市内に主たる事務所又は事業所を有する者)であること。
 - 申請者が自ら業務を実施する者であること。
 - 申請者が省令第2条の2及び第2条の4に規定する事項を実施するため必要とする設備、器材、車両、人員及び財政的基礎を有し、かつ、業務を的確に遂行できる能力を有する者であること。
- 2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の許可基準の一部を適用しないことができる。
- 第11条及び第12条 削除
- (許可証の交付)
- 第13条 市長は、一般廃棄物処理業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に対し、一般廃棄物収集運搬業許可証(別記様式第5号)又は一般廃棄物処分業許可証(別記様式第6号)。以下これらを「許可証」という。)を交付する。
- 2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 許可業者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、直ちにその理由を付し、市長に届け出るとともに、き損の場合にあっては、許可証を添えて再交付を受けなければならない。
- 4 前項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- (廃棄物再生利用業の個別指定の申請等)
- 第13条の2 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する廃棄物再生利用業の個別の指定(以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 2 再生利用個別指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。))は、その廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用個別指定業変更指定申請書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。ただし、その変更が業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- (指定証の交付)
- 第13条の3 市長は、再生利用個別指定を受けた者又は事業の範囲の変更の指定を受けた者に対し、再生利用個別指定業指定証(別記様式第10号)。以下「指定証」という。)を交付するものとする。
- 2 再生利用個別指定業者は、指定証を亡失し、又はき損したときは、再生利用個別指定業指定証再交付申請書(別記様式第11号)にき損の場合は、その指定証を添付して、速やかに市長に再交付を申請しなければならない。
- 3 第13条第2項の規定は、指定証について準用する。
- (一般廃棄物処理業の廃止又は変更の届出)
- 第14条 法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物処理業の廃止又は変更の届出は、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書(別記様式第12号)を市長に提出して行うものとする。
- 2 市長は、前項の届出により許可証の書換えを必要とするときは、許可証を書換えて交付するものとする。
- 3 第1項の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内にななければならない。
- 第15条 削除
- (一般廃棄物処理業の許可の取消し等)
- 第16条 法第7条の3第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の事業の停止の命令は、事業停止命令書(別記様式第13号)により行う。
- 2 法第7条の4第1項又は第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可の取消しは、許可取消書(別記様式第14号)により行う。
- 3 市長は、法第7条第1項及び第6項に規定する一般廃棄物処理業者が法令に定めるもののほか、次の各号の一に該当したときは、許可を取り消し、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 市長が定める条件及び指示事項に従わなかったとき。
 - 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
 - 正当の理由がないのに一定期間事業の全部若しくは一部を休止して環境保全上又は住民若しくは利用者に迷惑を及ぼしたとき。
- (許可証の返納)
- 第17条 許可業者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。
- 許可の有効期限が満了したとき。
 - 前条の規定により許可が取り消されたとき。
 - 第9条第3項の規定による事業の範囲の変更許可があったとき。
 - 第14条第1項の規定による一般廃棄物処理業の廃止の届出をしたとき。
 - 許可証の再交付を受けたのち、亡失した許可証を発見したとき。
- (再生利用業に係る変更の届出等)
- 第17条の2 再生利用個別指定業者は、次に掲げる事項を変更したときは、再生利用個別指定業変更届出書(別記様式第15号)により、市長に届け出なければならない。
- 住所
 - 氏名又は名称
 - 事業所及び事業場の所在地
 - 再生利用の目的
 - 再生利用の方法
 - 取引関係
- 2 市長は、前項の届出により、指定証の書き換えを必要とするときは、指定証を書換えて交付するものとする。
- 3 第1項の届出は、当該変更の日から10日以内にななければならない。
- (再生利用業の廃止の届出等)
- 第17条の3 再生利用個別指定業者は、その廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の全部若しくは、一部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に再生利用個別指定業廃止届出書(別記様式第16号)に指定証を添えて市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の届出が業の一部の廃止である場合は、指定証を書き換えて交付するものとする。
- (指定の取消し等)
- 第17条の4 個別指定を受けた再生利用業の指定の取消しは、指定取消書(別記様式第17号)により、事業の停止は、事業停止命令書(別記様式第18号)により行う。
- (指定証の返納)
- 第17条の5 再生利用個別指定業者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに指定証を市長に返納しなければならない。
- 指定が取り消されたとき。
 - 第13条の2第2項の規定により変更の指定を受けたとき。
 - 第17条の3の規定により、業を廃止したとき。
 - 指定証の再交付を受けた後、亡失した指定証を発見したとき。
- (一般廃棄物処理施設の設置等の申請等)
- 第18条 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(別記様式第19号)を市長に提出するものとする。
- 2 法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(別記様式第20号)を市長に提出するものとする。
- 3 省令第4条の17の規定による報告をしようとする者は、特定一般廃棄物最終処分場状況報告書(別記様式第21号)を市長に提出するものとする。
- 4 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(別記様式第22号)を市長に提出するものとする。
- 5 法第9条第3項(法第9条の3第11項及び第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の軽微な変更の届出をしようとする者は、一般廃棄物処理施設軽微変更届出書(別記様式第23号)を市長に提出するものとする。
- 6 法第9条第4項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定による最終処分場に係る埋立処分の終了の届出をしようとする者は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(別記様式第24号)を市長に提出するものとする。
- 7 法第9条第5項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(別記様式第25号)を市長に提出するものとする。
- 8 法第9条の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出をしようとする者は、一般廃棄物処理施設設置届出書(別記様式第26号)を市長に提出するものとする。
- 9 法第9条の3第8項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出をしようとする者は、一般廃棄物処理施設変更届出書(別記様式第27号)を市長に提出するものとする。
- 10 法第9条の3の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の協議をしようとする者は、一般廃棄物処理施設事前協議書(別記様式第27号の2)を市長に提出するものとする。
- 11 法第9条の3の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出をしようとする者は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(別記様式第27号の3)を市長に提出するものとする。
- 12 法第9条の3の3第3項において準用する法第9条の3第8項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出をしようとする者は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書(別記様式第27号の4)を市長に提出するものとする。
- 13 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設譲受け借受け許可申請書(別記様式第28号)を市長に提出するものとする。
- 14 法第9条の6第1項の規定による認可を受けようとする者は、合併又は分割認可申請書(別記様式第29号)を市長に提出するものとする。
- 15 法第9条の7第2項の規定による相続の届出をしようとする者は、相続届出書(別記様式第30号)を市長に提出するものとする。
- (一般廃棄物処理施設設置変更許可証の交付)
- 第19条 市長は、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者及び一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けた者に対し、一般廃棄物処理施設設置変更許可証(別記様式第31号)を交付する。
- (産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)
- 第19条の2 法第15条の2の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置についての特例の適用を受けようとする者又は同条第2項の規定により同条第1項に規定する事項の届出をしようとする者は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出書(別記様式第31号の2)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、法第15条の2の5第1項の規定による届出を受理したときは、当該届出を行った者に対し、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出受理書(別記様式第31号の3)を交付するものとする。
- 3 省令第12条の7の17第5項の規定による変更又は廃止の届出をしようとする者は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置変更(廃止)届出書(別記様式第31号の4)を市長に提出するものとする。
- (市による生活環境影響調査結果の縦覧等)
- 第19条の3 条例第6条の2第5項に規定する縦覧期間のうち、次に掲げる日は、縦覧を行わないものとする。ただし、市長は、同条第4項第2号及び第3号に規定する縦覧場所については、縦覧を行わない日を別に定めることができる。
- 日曜日及び土曜日
 - 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - 1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日までの日
- 2 縦覧の時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、市長は、条例第6条の2第4項第2号及び第3号に規定する縦覧場所については、縦覧の時間を別に定めることができる。
- 3 法第9条の3第2項の規定により縦覧に供された条例第6条の2第1項に規定する報告書(以下この条において「報告書」という。)を縦覧しようとする者(以下この条において「縦覧者」という。))は、縦覧申込書(別記様式第31号の5)を市長に提出しなければならない。

- 4 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 報告書その他縦覧に供された書類(以下この条において「報告書等」という。)を縦覧の場所から持ち出さないこと。
 - (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
 - (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
 - (4) 係員の指示に従うこと。
 - 5 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。
 - 6 条例第6条の2第1項に規定する意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
 - (2) 施設の名称
 - (3) 生活環境の保全上の見地からの意見(災害廃棄物処分受託者による生活環境影響調査結果の縦覧等)
- 第19条の4 条例第6条の4第5項に規定する縦覧期間のうち、次に掲げる日は、縦覧を行わないものとする。ただし、市長は、同条第4項第2号及び第3号に規定する縦覧場所については、縦覧を行わない日を別に定めることができる。
- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、災害廃棄物処分受託者(条例第6条の4第2項に規定する災害廃棄物処分受託者をいう。以下この条において同じ。)は、市長の承認を得て当該受託者に係る報告書(条例第6条の4第1項に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。)の縦覧を行わない日を変更することができる。
 - 3 縦覧の時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、市長は、条例第6条の4第4項第2号及び第3号に規定する縦覧場所については、縦覧の時間を別に定めることができる。
 - 4 前項の規定にかかわらず、災害廃棄物処分受託者は、報告書の縦覧の時間を、市長の承認を得て変更することができる。
 - 5 報告書を縦覧しようとする者(以下この条において「縦覧者」という。)は、縦覧申込書(別記様式第31号の6)を、災害廃棄物処分受託者に提出しなければならない。
 - 6 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 報告書その他縦覧に供された書類(以下この条において「報告書等」という。)を縦覧の場所から持ち出さないこと。
 - (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
 - (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
 - (4) 係員の指示に従うこと。
 - 7 災害廃棄物処分受託者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。
 - 8 条例第6条の4第6項に規定する意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
 - (2) 生活環境の保全上の見地からの意見(最終処分場終了届出台帳)

- 第20条 法第19条の12第1項の規定による台帳(以下「届出台帳」という。)(は、最終処分場終了届出台帳(別記様式第32号)による。
- 2 届出台帳の閲覧請求は、最終処分場届出台帳閲覧請求書(別記様式第33号)により行わなければならない。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の規定については、別に規則で定める日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則施行の際現に改正前の岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則に基づく許可、処分及びその他手続行為は、改正後の岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定に基づいてしたものとみなす。
- (柳津町の編入に伴う経過措置)
- 3 柳津町の編入の前日に、柳津町廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和61年柳津町規則第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 附 則(昭和54年規則第13号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和57年規則第5号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和60年規則第48号)
- この規則は、昭和60年10月1日から施行する。
- 附 則(平成元年規則第7号)
- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 附 則(平成5年規則第25号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、これを取り繕って使用することができる。
- 附 則(平成6年規則第23号)
- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
 - 2 改正後の岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に収集、運搬及び処分するし尿に係る手数料について適用し、同日前に収集、運搬及び処分したし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

- 附 則(平成10年規則第29号)
(施行期日)
- 1 この規則中第1条の規定は平成10年4月1日から、第2条、次項及び第3項の規定は平成10年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定は、平成10年10月1日以後に収集、運搬及び処分する粗大ごみから適用する。
- (岐阜市証紙規則の一部改正)
- 3 岐阜市証紙規則(昭和39年岐阜市規則第10号)の一部を次のように改める。
 - 第3条に次のただし書を加える。

ただし、粗大ごみ取扱手数料用証紙の出納及び保管については、岐阜市会計規則(昭和39年岐阜市規則第12号)第7条第1項の規定により委任された事務を除くほか、生活環境部環境1課長の職にある出納員に委任する。
 - 第5条中「証紙を」を「一般用証紙を」に、「ときは、」を「とき」に、「証紙買受申込書」を「一般用証紙買受申込書」に改め、「収入役」の次に「粗大ごみ取扱手数料用証紙を買い受けようとするときは粗大ごみ用証紙買受申込書(第1号様式の2)にその代金を添え生活環境部環境1課長」を加える。
 - 第6条第1項中「取扱手数料」を「証紙取扱手数料」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、粗大ごみ処理手数料用証紙にあつては、証紙の定価の100分の10に相当する額の証紙取扱手数料を交付することができる。
 - 第9条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
 - 2 前項ただし書の場合において、条例第1条第1項第6号に規定する粗大ごみ処理手数料については、当該手数料の対象となる粗大ごみに別記第2号に規定するシール式の粗大ごみ処理手数料用証紙が貼付されていること又は当該粗大ごみが同号に規定する袋式の粗大ごみ処理手数料用証紙に収納されていることを確認することにより消印に代えるものとする。

別記中「証紙の形式」を「1 一般用証紙の形式」とし、同記に次の1号を加える。

 - (2) 粗大ごみ処理手数料用証紙の形式
 - 1 シール式及び袋式の2種類とし、当該証紙の券面に「岐阜市粗大ごみ処理手数料用収入証紙」及び算用数字をもって相当金額を表示する。
 - 2 色彩
 - ア シール式(戸別収集用)200円、400円 緑色
(直接搬入用)100円、200円、400円 青色
 - イ 袋式(戸別収集用)400円 無色
(直接搬入用)200円 無色
 - 3 大きさ
 - ア シール式 横 8センチメートル
縦 15センチメートル
 - イ 袋式 横 65センチメートル
縦 80センチメートル
容量 45リットル
- 第1号様式中「証紙買受申込書」を「一般用証紙買受申込書」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2

課長	補佐	係長	係
粗大ごみ処理手数料用証紙買受申込書			
種類(円)	枚数(枚)	金額(円)	摘要
上記のとおり申し込みます。			
年 月 日			
売りさばき人			(印)
(あて先)岐阜市生活環境部環境1課長			
上記のとおり領収しました。			
年 月 日			
売りさばき人			(印)
(あて先)岐阜市生活環境部環境1課長			

- 附 則(平成11年規則第13号)
(施行期日)

- この規則は、平成11年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附 則(平成12年規則第115号)
この規則は、平成12年10月1日から施行する。
附 則(平成13年規則第7号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成13年規則第71号)
この規則は、平成14年2月1日から施行する。
附 則(平成15年規則第74号)
この規則は、平成15年12月1日から施行する。
附 則(平成17年規則第55号)
- (施行期日)
- この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成17年4月1日から、第3条の規定は同年7月1日から施行する。
(経過措置)
 - 平成17年6月30日までに搬入された産業廃棄物に係る条例第8条に規定する処理費用の額は、第3条の規定による改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則(平成17年規則第108号)
この規則は、平成18年1月1日から施行する。
附 則(平成17年規則第150号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成18年規則第43号)
この規則は、平成18年4月1日から施行する。
附 則(平成18年規則第86号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成18年規則第91号)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正前の各規則の収入役に係る規定(収入役に関する部分に限る。)は、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役が在職する間は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、なおその効力を有するものとする。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附 則(平成19年規則第64号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成22年規則第19号)

- この規則中第1条及び第2条の規定は平成22年4月1日から、第3条の規定は平成22年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附 則(平成23年規則第40号)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 平成23年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に改正前の様式により作成されている用紙により提出された申請等については、改正後の様式により作成された用紙により提出されたものとみなす。
- この規則の施行の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附 則(平成24年規則第77号)
この規則は、平成25年1月1日から施行する。
附 則(平成25年規則第122号)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附 則(平成26年規則第36号)
この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年8月1日から施行する。
附 則(平成27年規則第91号)
この規則は、平成28年1月4日から施行する。
附 則(平成27年規則第107号)
この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
附 則(平成28年規則第66号)
この規則中第1条及び第2条の規定は公布の日から、第3条の規定は平成28年4月1日から施行する。
附 則(平成30年規則第33号)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附 則(平成31年規則第34号)

- この規則は、平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う粗大ごみの収集、運搬及び処分に関する粗大ごみ処理手数料について適用し、同日前に行う粗大ごみの収集、運搬及び処分に関する粗大ごみ処理手数料については、なお従前の例による。
附 則(令和2年規則第109号)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附 則(令和3年規則第6号)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条、第11条から第14条まで及び第44条の規定は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附 則(令和3年規則第63号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第5条の2関係)

携帯電話端末 PHS端末(公衆用に限る。) パーソナルコンピュータ(ノート型(タブレット型情報通信端末を含む。)に限る。) デジタルカメラ ビデオカメラ(放送用を除く。) MDプレーヤ デジタルオーディオプレーヤ(フラッシュメモリが記録媒体であるもの) デジタルオーディオプレーヤ(HDDが記録媒体であるもの) CDプレーヤ テープレコーダ(デッキを除く。) ICレコーダ 電子辞書 据置型ゲーム機 携帯型ゲーム機 ETC車載ユニット VICSユニット ラジオ DVDレコーダ DVDプレーヤ HDDレコーダ ブルーレイレコーダ ブルーレイプレーヤ ビデオテープレコーダ カーナビゲーション装置 カーステレオ 電話機 ファクシミリ フィルムカメラ
--

別表第2(第5条の3関係)

- 品目別処理手数料

品目名	戸別に収集する場合の金額	直接施設へ搬入する場合の金額
網戸・障子・ふすま 一輪車及び三輪車(子供用のもの) 傘立て カラーボックス(1辺が1メートル未満のもの) 換気扇(1辺が40センチメートル未満のもの) こたつ板 じゅうたん・カーペット(3畳用未満のもの) 照明器具 スーツケース 扇風機(羽の径が35センチメートル未満のもの) 掃除機 トタン板(長さ180センチメートル幅90センチメートルまでのもの) ふとん ベビー用豆いす プランター(3個までを1点とする。) 毛布(2枚までを1点とする。) 上記の品目に準ずるもの	210円	100円

<p>アイロン台 編み機 アンテナ(1組までを1点とする。) いす(ベビー用豆いすを除く。) チャイルドシート 乳母車・ベビーカー エアコンディショナーの室内機 ガス瞬間湯沸器 ガステーブル カラーボックス(1辺が1メートル以上のもの) ガラス窓 換気扇(1辺が40センチメートル以上のもの) ギター・トランペット・三味線 キャスターハンガー 脚立(180センチメートル未満のもの) 携帯用ワープロ コンパクトディスク・ラジオカセット・テープレコーダー 自転車(電動式自転車を除く車輪径17インチ未満のもの) 芝刈り機(手押し式のもの) じゅうたん・カーペット(3畳用以上10畳用未満のもの) 食器乾燥機 水槽(1辺が70センチメートル未満のもの) 炊飯器(3升未満のもの) スキー用具(1式までを1点とする。) ズボンプレス 石油・ガス・電気ストーブ 石油ファンヒーター 扇風機(羽の径が35センチメートル以上のもの) 卓上ミシン 調理台 テーブル(1辺が90センチメートル未満のもの) テレビ(20インチ未満のもの) 電気こたつ 電話台 ドア(スチール製のものを除く。) ビデオデッキ ベットマット(スプリング入りのものを除く。) マットレス 餅つき機 物干し竿 物干し台(1組を1点とし、コンクリート製のおもり等を除く。) 冷蔵庫(容量45リットル未満のもの) ローソファ(1人用のもの) ワゴン 上記の品目に準ずるもの</p>	420円	210円
<p>衣類乾燥機 脚立(180センチメートル以上のもの) 鏡台(いすを含む1式までを1点とする。) ゴルフ用具(1式までを1点とする。) 自転車(電動式自転車を除く車輪径17インチ以上のもの) 芝刈り機(電動式のもの) じゅうたん・カーペット(10畳用以上のもの) 食器洗い乾燥機 水槽(1辺が70センチメートル以上のもの) 水道直圧式湯沸器・風呂釜 炊飯器(3升以上のもの) ステレオセット(セットの1辺が80センチメートル未満のもの) 滑り台 洗濯機(2槽式のもの) 洗面化粧台 ソファ(ローソファ・ソファベッドを除く1人用のもの) 台付ミシン(いすを含む1式までを1点とする。) 畳(1畳) チェロ・コントラバス テーブル(1辺が90センチメートル以上のもの) テレビ(20インチ以上25インチ未満のもの) 電子レンジ・オープン ぶら下がり健康器 ブランコ ベッド枠(解体したもの) ベビーベッド 本棚・戸棚・食器棚・たんす・サイドボード・ロッカー(1辺が1メートル未満のもの) 浴槽(樹脂製のもの) ローソファ(2人用以上のもの) 上記の品目に準ずるもの</p>	840円	420円
<p>エアコンディショナーの室外機 オルガン・琴 ステレオセット(セットの1辺が80センチメートル以上のもの) 洗濯機(1槽式のもの) ソファ(ローソファ・ソファベッドを除く2人以上のもの) 机(片袖のもの) テレビ(25インチ以上のもの) トレーニングマシン(ランニング・サイクリング・ベンチプレス用等) 流し台 窓型クーラー 冷蔵庫(容量250リットル未満のもの) 上記の品目に準ずるもの</p>	1,260円	630円
<p>椅子式マッサージ機 エレクトーン・電子ピアノ 原動機付き自転車(排気量50CC未満のもの) ソファベッド 机(両袖のもの) 電動式自転車・三輪自転車 ベッドマット(スプリング入りのもの) 本棚・戸棚・食器棚・たんす・サイドボード・ロッカー(1辺が1メートル以上のもの) 冷蔵庫(容量250リットル以上のもの) 上記の品目に準ずるもの</p>	1,680円	840円

2 処分不適物処理手数料

重量	金額
10キログラム未満のもの	210円
10キログラム以上20キログラム未満のもの	420円
20キログラム以上30キログラム未満のもの	630円
30キログラム以上40キログラム未満のもの	840円
40キログラム以上50キログラム未満のもの	1,050円
50キログラム以上60キログラム未満のもの	1,260円
60キログラム以上70キログラム未満のもの	1,470円
70キログラム以上80キログラム以下のもの	1,680円

別記様式第1号 削除
別記様式第2号(第9条第1項関係)

別記様式第2号(第9条第1項関係)

一般廃棄物収集運搬業 許可申請書 年 月 日 (あて先)岐阜市長 申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号 事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類の数量・設置場所及び処理能力	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所の面積及び保管できる量	
事業開始予定年月日	

添付書類及び図面	1 事業計画の概要を記載した書類 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類及び図面並びに積替えの場所の付近の見取り図 3 前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証する書類 4 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 5 申請者が個人である場合には、その住民票の写し 6 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面 7 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 8 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 9 申請者が個人である場合には、資産に関する調査、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 10 処理料金を記載した書類 11 その他市長が必要と認める書類及び図面 注) 許可の更新を申請する場合は、上記に掲げる書類又は図面のうちその内容に変更がないもので特に必要がないと市長が指示したものに限り、省略することができる。
*手数料欄	

別記様式第3号(第9条第2項関係)

別記様式第3号(第9条第2項関係)

一般廃棄物処分業 許可申請書 年 月 日 (あて先)岐阜市長 申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲	事業の区分
	一般廃棄物の種類
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号 事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類の数量・設置場所及び処理能力(最終処分場の場合は埋立地の面積及び埋立容量)	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
事業開始予定年月日	

添付書類及び図面	1 事業計画の概要を記載した書類 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類及び図面並びに当該施設の付近の見取図並びに法第8条に規定する許可を要する施設にあつては当該許可を受けたことを証する書類及び同条第4項に規定する検査を受け、技術上の基準に適合していると認められたことを証する書類 3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合は、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類 4 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 5 申請者が個人である場合には、その住民票の写し 6 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面 7 一般廃棄物の処分(埋立処分を除く。)を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類 8 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 9 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 10 申請者が個人である場合には、資産に関する調査、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 11 処理料金を記載した書類 12 その他市長が必要と認める書類及び図面 注) 許可の更新を申請する場合は、上記に掲げる書類又は図面のうちその内容に変更がないもので特に必要がないと市長が指示したものに限り、省略することができる。
*手数料欄	

別記様式第4号(第9条第3項関係)

(表面)

一般廃棄物処理業の 事業範囲変更許可申請書 年 月 日 (あて先)岐阜市長 申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面 一般廃棄物処分業を添えて、次のとおり申請します。	
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業、 処分業の区分	
一般廃棄物 の種類	
変更の内容	
変更の理由	
変更予定年月日	

変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
*手数料欄	

(裏面)

添付書類 及び図面	1 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請の場合には、下記の書類及び図面を添付する。 (1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類 (2) 変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類及び図面並びに積替えの場所の付近の見取り図 (3) 申請者が(2)に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類 (4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面 (7) 変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 (8) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (9) 申請者が個人である場合には、資産に関する調査、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (10) その他市長が必要と認める書類及び図面 2 一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請の場合には、下記の書類及び図面を添付する。 (1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類 (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類及び図面並びに当該施設の付近の見取り図並びに法第8条に規定する許可を要する施設にあつては当該許可を受けたことを証する書類及び同条第4項に規定する検査を受け、技術上の基準に適合していると認められたことを証する書類 (3) 申請者が(2)に掲げる施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類 (4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない者であることを
--------------	--

	を誓約する書面 (7) 一般廃棄物の処分(埋立処分を除く。)を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類 (8) 変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 (9) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (10) 申請者が個人である場合には、資産に関する調査、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (11) 処理料金を記載した書類 (12) その他市長が必要と認める書類及び図面 注) 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に添付する上記の書類及び図面のうちその内容に変更がないもので特に必要がないと市長が指示したものに限り、省略することができる。
--	--

別記様式第5号(第13条第1項関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証		許可番号
住所	1 事業の範囲	
氏名 〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕	2 許可の条件	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 第7条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する 岐阜市長 印	3 許可の更新、変更の状況	
許可の年月日	年 月 日	
許可の有効期限	年 月 日	

別記様式第6号(第13条第1項関係)

一般廃棄物処分業許可証		許可番号
住所	1 事業の範囲	
氏名 〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕	事業の区分	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項 第7条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する 岐阜市長 印	一般廃棄物の種類	
許可の年月日	年 月 日	2 許可の条件
許可の有効期限	年 月 日	3 許可の更新、変更の状況

別記様式第7号(第13条第4項関係)

別記様式第7号(第13条第4項関係)

一般廃棄物処理業許可証再交付申請書	
年 月 日	
(あて先)岐阜市長	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号	
岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第13条第4項の規定により 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物処分業 の許可証の再交付を受けたいので、次とおり申請します。	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
再 交 付 申 請 の 理 由	

別記様式第8号(第13条の2第1項関係)

別記様式第8号(第13条の2第1項関係)

再生利用個別指定業 指 定 申 請 書	
年 月 日	
(あて先)岐阜市長	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号	
岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第13条の2第1項の規定により、廃棄物の再生利用個別指定業の指定を次のとおり申請します。	
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別 取り扱う廃棄物の種類
事務所及び事業場の所在地 別紙1のとおり	
再生利用の目的	
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類・数量・設置場所及び能力
	再生利用の用に供する施設の方式・構造及び設備の概要
	再生活用により得られる有用物の利用方法
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地
	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地
事業開始予定年月日	

担当者名	
連絡先	電 話() -

添付書類及び図面	1 事業計画の概要を記載した書類 2 再生利用の方法を明らかにした書類及び図面 3 取引関係を証する書類 4 生活環境保全上の対策を記載した書類及び図面 5 再生輸送のみを行おうとする者が申請するときは、再生活用業者との委託関係を証する書類 6 再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を証する書類 7 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類 8 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 9 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
備考	

別紙1

事務所及び事業場の所在地	
1	所在地
	名 称
	電 話 番 号
	事 業 概 要
2	所在地
	名 称
	電 話 番 号
	事 業 概 要
3	所在地
	名 称
	電 話 番 号
	事 業 概 要
4	所在地
	名 称
	電 話 番 号
	事 業 概 要

備考；事業概要は事務所及び事業場ごとの主たる事業を記載すること。

別紙2

再生利用の用に供する施設の種類・数量・設置場所及び能力				
種 類	数 量	能 力	設 置 場 所	
輸送施設				
保管施設				
活用施設				

別紙3

再生利用の用に供する施設の方式・構造及び設備の概要

廃棄物	種類	
	性状	
輸送	取扱量	
	名称及び型式	
施設	積載量	
	台数	
保管	1日の使用時間	
	名称及び型式	
施設	設置場所	
	保管容量	
活用	数	
	種類	
施設	設置場所	
	方式	
施設	構造及び設備の概要	
	数	
	1日の使用時間	

別記様式第9号(第13条の2第2項関係)

再生利用個別指定業 変更指定申請書		
年 月 日		
(あて先)岐阜市長		
申請者		
住 所		
氏 名		
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第13条の2第2項の規定により、廃棄物の再生利用個別指定業の変更の指定を次のとおり申請します。		
指 定 年 月 日		
指 定 番 号		
変更の内容	再生活用及び再生輸送の別	変更前
		変更後
	取り扱う廃棄物の種類	変更前
		変更後
変 更 の 理 由		
変更に係る再生利用の方法	別紙1のとおり	
変更に係る取引関係	別紙2のとおり	
変 更 予 定 年 月 日		

担当者名	
連絡先	電話() -

添付書類及び図面	1 変更後の事業計画の概要を記載した書類 2 変更に係る再生利用の方法を明らかにした書類及び図面 3 変更に係る取引関係を証する書類 4 生活環境保全上の対策を記載した書類及び図面 5 再生輸送のみを行おうとする者が申請するときは、再生生活業者との委託関係を証する書類 6 再生生活業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を証する書類 7 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類 8 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 9 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
備 考	

別紙1

変更に係る再生利用の方法

輸送施設	種 類 (名称及び型式)		
	積 載 量		
	設 置 場 所		
	台 数		
	1日の使用時間		
保管施設	種 類 (名称及び型式)		
	設 置 場 所		
	保 管 容 量		
	数 量		
活 用 施 設	種 類		
	設 置 場 所		
	方 式		
	構 造 及 び 設 備 の 概 要		
	数 量		
	1日の使用時間		

別紙2

変更に係る取引関係

排 出 者	氏名又は名称		
	所 在 地		
活 用 業 者	氏名又は名称		
	所 在 地		
輸 送 業 者	氏名又は名称		
	所 在 地		
再生活用により得られる有用物の利用方法			

別記様式第10号(第13条の3第1項関係)

岐阜市指令 第 号

年 月 日

様

岐阜市長 印

再生利用個別指定業指定証

年 月 日に指定申請のあった廃棄物再生利用個別指定業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条第2号 第2条の3第2号 第9条第2号 第10条の3第2号 の規定により、次のとおり許可する。

記

- 1 指定年月日
- 2 指定番号
- 3 事業の範囲
 - (1) 再生活用及び再生輸送の別
 - (2) 取り扱う廃棄物の種類
- 4 再生利用の目的
- 5 再生利用の方法
- 6 排出者の氏名又は名称及び所在地
- 7 再生活業者の氏名又は名称及び所在地
- 8 再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地

[別記様式第11号\(第13条の3第2項関係\)](#)

別記様式第11号(第13条の3第2項関係)

再生利用個別指定業指定証 再 交 付 申 請 書 年 月 日	
(あて先)岐阜市長	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号	
岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第13条の3第2項の規定により、廃棄物の再生利用個別指定業指定証の再交付を、次のとおり申請します。	
指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別
	取り扱う廃棄物の種類
再 交 付 申 請 の 理 由	

[別記様式第12号\(第14条第1項関係\)](#)

別記様式第12号(第14条第1項関係)

一般廃棄物処理業 廃止 変更 届出書	
年 月 日	
(あて先)岐阜市長	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号	
年 月 日付け第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業に係る以下の 事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の 変更 規定により届け出ます。	
廃止又は変更 年 月 日	年 月 日
廃止した事業 又は変更した 事項の内容	新
	旧
廃止・変更 の理由	

[別記様式第13号\(第16条第1項関係\)](#)

別記様式第13号(第16条第1項関係)

事 業 停 止 命 令 書	
岐阜市指令 第 号 年 月 日	
住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
岐阜市長	
年 月 日岐阜市指令第 号で許可した については の規定に基づき、次のとおり事業の停止を命ずる。	
停止を命ずる事項	
停 止 期 間	
停止を命ずる理由	

この処分不服がある場合は、この事業停止命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

この処分不服がある場合は、この事業停止命令書を受け取った日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、岐阜市を被告として(岐阜市長が被告の代表となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

[別記様式第14号\(第16条第2項関係\)](#)

<p>許 可 取 消 書</p> <p>岐阜市指令 第 号</p> <p>年 月 日</p>	
<p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>(法人にあつては名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">岐阜市長</p> <p>年 月 日岐阜市指令 第 号で許可した については の規定に基づき、次のとおり許可を取り消す。</p>	
取 消 事 項	
取 消 理 由	

この処分不服がある場合は、この許可取消書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

この処分不服がある場合は、この許可取消書を受け取った日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、岐阜市を被告として(岐阜市長が被告の代表となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

再生利用個別指定業 変更届出書		
年 月 日		
(あて先)岐阜市長		
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号		
岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第17条の2第1項の規定により、廃棄物の再生利用個別指定業の変更について、次のとおり届け出ます。		
指 定 年 月 日		
指 定 番 号		
変 更 年 月 日		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
住 所 又 は 所 在 地		
氏 名 又 は 名 称		
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法	別紙1のとおり	別紙1のとおり
取 引 関 係	別紙2のとおり	別紙2のとおり
排出者から受ける輸送費の単価		

再生利用の方法

		変 更 前	変 更 後
輸送施設	種 類 (名称及び型式)		
	積 載 量		
	設 置 場 所		
	台 数		
	1日の使用時間		
保管施設	種 類 (名称及び型式)		
	設 置 場 所		
	保 管 容 量		
	数 量		
活用施設	種 類		
	設 置 場 所		
	方 式		
	構造及び設備の概要		
	数 量		
	1日の使用時間		

取引関係

		変 更 前	変 更 後
排出者	氏名又は名称		
	所 在 地		
活用業者	氏名又は名称		
	所 在 地		
輸送業者	氏名又は名称		
	所 在 地		
再生活用により得られる有用物の利用方法			

別記様式第16号(第17条の3第1項関係)

再生利用個別指定業 廃止届出書 年 月 日 (あて先)岐阜市長 届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号 岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第17条の3第1項の規定により、廃棄物の再生利用個別指定業の 全部 一部 の廃止について、次のとおり届け出ます。	
指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
廃 止 年 月 日	
廃止した事業の範囲	

添付書類 指定証

別記様式第17号(第17条の4関係)

別記様式第17号(第17条の4関係)

指 定 取 消 書 岐阜市指令 第 号 年 月 日 様 岐阜市長 年 月 日岐阜市指令第 号で指定した再生利用個別指定業について は、 の規定に基づき、次のとおり指定を取り消す。	
取 消 事 項	
取 消 理 由	

この処分不服がある場合は、この指定取消書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

この処分不服がある場合は、この指定取消書を受け取った日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、岐阜市を被告として(岐阜市長が被告の代表となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第18号(第17条の4関係)

<p>事 業 停 止 命 令 書</p> <p>岐阜市指令 第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p>岐阜市長</p> <p>年 月 日岐阜市指令第 号で指定した再生利用個別指定業については、 の規定に基づき、次のとおり事業の停止を命ずる。</p>	
停止を命ずる事項	
停 止 期 間	
停止を命ずる理由	

この処分に不服がある場合は、この事業停止命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

この処分に不服がある場合は、この事業停止命令書を受け取った日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、岐阜市を被告として(岐阜市長が被告の代表となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

一般廃棄物処理施設設置許可申請書	
年 月 日	
(あて先) 岐 阜 市 長	申請者(〒)
	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※許可の年月日	年 月 日
※許可番号	
一般廃棄物処理施設の処理能力	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置
	一般廃棄物処理施設の処理方式
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※ 事 務 処 理 欄	

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)			
汚泥等、焼却灰等の処分方法	特別管理一般廃棄物以外の一般廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理一般廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間並びに方法に関する事項			

申請者(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	住 所	
(法人である場合)			
(ふりがな)名称	住 所		
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	住 所	
(法人である場合)			
(ふりがな)名称	住 所		
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	住 所	
	役職名・呼称		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	住 所	
	役職名・呼称		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があつたとき)			
発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額割合	住 所
令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人があつた場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	住 所	
	役職名・呼称		
備考			
1 欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 8 市長が定める部数を提出すること。			
※手数料欄			

別記様式第20号(第18条第2項関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書	
年 月 日	
(あて先) 岐 阜 市 長	
申請者(〒) 住 所 (フリガナ) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
次の一般廃棄物処理施設が竣工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣 功 の 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受 付 欄	

別記様式第21号(第18条第3項関係)

別記様式第21号(第18条第3項関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(年度)	
年 月 日	
(あて先) 岐 阜 市 長	
報告者(〒) 住 所 (フリガナ) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。	
許可の年月日及び許可番号	
設 置 の 場 所	
埋立処分開始年月	
埋立処分終了予定年月	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※ 事 務 処 理 欄	
備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。	

別記様式第22号(第18条第4項関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書			
		年 月 日	
(あて先) 岐 阜 市 長		申請者(〒) 住 所 (フリガナ) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後 m ³ /日 () 時間 t/日 () 時間 m ³ /時間 t/時間 面積 m ² 埋立容量 m ³	変 更 前 m ³ /日 () 時間 t/日 () 時間 m ³ /時間 t/時間 面積 m ² 埋立容量 m ³
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
※許 可 の 年 月 日		年 月 日	
※許 可 番 号			
※事 務 処 理 欄			

(第2面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称		住 所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称		住 所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日 役職名・呼称	住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日 役職名・呼称	住 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)			
発行済株式の総数	株		出資の額
	(ふりがな)氏名又は名称	生年月日 保有する株式の数又は出資の金額割合	
			住 所
令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	住 所	役職名・呼称
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。			
3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。			
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図			
(2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図			
(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値			
(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値			
(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値			
4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			
6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。			
8 市長が定める部数を提出すること。			
※手数料欄			

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書		
年 月 日		
(あて先) 岐 阜 市 長	届出者(〒) 住 所 (フリガナ) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項及び第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可(届出)の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更 △廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)	
容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項 (変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更	
	(ふりがな) 氏 名	住 所
	(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更	
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名・呼 称
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日
※事務処理欄		
備考		
1 ※欄は記入しないこと。		
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
3 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。		
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		

(表面)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	
年 月 日	
(あて先)岐 阜 市 長	届出者 住 所(〒) (フリガナ) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住 所 氏 名 電話番号
最終処分場の種類	
設置場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許 可 (届 出) 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面 積 埋立ての深さ 覆土の厚さ ㎡ m m
※事務処理欄	

(裏面)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種 類	数 量(m ³)	性 状
備考 ※の欄は記入しないこと。			

別記様式第25号(第18条第7項関係)

(表面)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書		
年 月 日		
(あて先)岐阜市長		
申請者(干)		
住所		
(フリガナ)		
氏名		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
設置の場所		
許可(届出)の年月日及び許可番号		
埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種類	数量(m ³)
埋立地の面積及び埋立の深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		
悪臭の発散の防止に関する措置の内容		
火災の発生の防止に関する措置の内容		
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容		
地下水等又は地下水の水質の状況		

(裏面)

埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
添付書類及び図面	1 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該最終処分場の周辺の地図 3 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「基準命令」という。)第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類 4 申請の直前の2年以上にわたり行った基準命令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類 5 その他参考となる書類又は図面
備考	1 ※欄は記入しないこと。 2 地下水等とは、基準命令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。 3 保有水等とは、基準命令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。 4 覆いとは、基準命令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。

別記様式第26号(第18条第8項関係)

別記様式第26号(第18条第8項関係)

(表面)

一般廃棄物処理施設設置届出書		
年 月 日		
(あて先)岐阜市長		
届出者(干)		
名 称		
代表者の氏名		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類の		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		
使用開始予定年月日		
※届出年月日		
一般廃棄物処理施設の処理能力		m ³ /日()時間
		t/日()時間
		m ³ /時間
		t/時間
	面積	m ²
	埋立容量	m ³
△一般廃棄物処理施設の位置	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
△一般廃棄物処理施設の構造及び設備	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排出ガス及び排水	処理方法(排出の方法(排出の位置、排出先等を含む。))を含む。
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)	設計計算上達成することができる排出ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄		

(裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)			
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
添付書類及び図面	1 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類		
	2 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書		
	3 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面		
	4 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図		
	5 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図		
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 一般廃棄物処理施設の種類の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。			
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。			
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図			
5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			

別記様式第27号(第18条第9項関係)

(表面)

一般廃棄物処理施設変更届出書 (あて先)岐阜市長 届出者 名称 代表者の氏名 電話番号 年 月 日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 8 項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
届出年月日 年 月 日		
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更前
		変更後
	面積	㎡
埋立容量	㎥	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由		
着工予定年月日 年 月 日		
使用開始予定年月日 年 月 日		

(裏面)

※事務処理欄	
添付書類	1 当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類 2 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 3 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 4 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類 5 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図
備考	
1 ※欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類の別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。 3 △印の欄に記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図 (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値 (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第 6 条第 2 項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値 (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第 1 条に規定する排水基準に掲げる項目に係る変更後の数値 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。	

(表面)

一般廃棄物処理施設設置協議書 (あて先)岐阜市長 申出者(〒) 名称 代表者の氏名 電話番号 年 月 日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設の設置について、関係書類及び図面を添えて協議します。		
一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所		
一般廃棄物処理施設の種類の別		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
一般廃棄物処理施設の処理能力		
$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3		
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	処理方法(排出の方法(排出の位置、排出先等を含む。))を含む。
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
※ 事務処理欄		

(裏面)

備考	
1 ※欄は、記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類の別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。 4 △印の欄に記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

別記様式第27号の3(第18条第11項関係)

(表面)		
非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書		
年 月 日		
(あて先) 岐 阜 市 長		
届出者(〒) 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	
※ 届 出 年 月 日	年 月 日	
一般廃棄物処理施設の処理能力	m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※ 事 務 処 理 欄		

別記様式第27号の4(第18条第12項関係)

別記様式第27号の4(第18条第12項関係)

(表面)			
非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書			
年 月 日			
(あて先) 岐 阜 市 長			
届出者(〒) 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第3項において準用する法第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更前 m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間	変更後 m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日		
※ 事 務 処 理 欄			

別記様式第28号(第18条第13項関係)

(裏面)	
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分 自家処分 委託処分
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分 自家処分 委託処分
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項	
添付書類及び図面	1 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
	2 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
	3 当該一般廃棄物処理施設の処理工程図
	4 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図
備考	1 ※欄は、記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。 4 △印の欄に記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(裏面)	
添 付 書 類	1 当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類 2 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 3 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類 4 当該一般廃棄物処理施設における処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図
備考	1 ※欄は、記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。 3 △印の欄に記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図 (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値 (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値 (5) 放流水の水質に変更がある場合は、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目に係る変更後の数値 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

(第1面)

一般廃棄物処理施設 譲受け 許可申請書 借受け	
年 月 日	
(あて先) 岐 阜 市 長	
申請者(〒) 住 所 (フリガナ) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受けの許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 借受け	
譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※ 譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※ 譲受け等の許可番号	
※ 事 務 処 理 欄	

(第2面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称	住 所	
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称	住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日 役職名・呼称	住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日 役職名・呼称	住 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株式又は出資をしている者がいるとき)			
発行済株式の総数	株	出資の額	住 所
(ふりがな)氏名又は名称	生年月日 保有する株式の数又は出資の金額 割合		
令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日 役職名・呼称	住 所	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 4 市長が定める部数を提出すること。			
※手数料欄			

(第4面)

⑬合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の 総数	株		出資の額
	保有する株式の数 又は出資の金額		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	割	合

⑭合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、令第4条の7に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	役職名・呼称	住所

備考
1 ※欄は記入しないこと。
2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
3 ⑬～⑭の欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
4 ⑬及び⑭における「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
5 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

別記様式第30号(第18条第15項関係)

別記様式第30号 (第18条第15項関係)

(表面)

相 続 届 出 書

年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

届出者(〒)
住 所
(フリガナ)
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類の	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	
※事務処理欄	

別記様式第31号(第19条関係)

(裏面)

相続人

(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所

法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住 所

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	役職名・呼称	住 所

令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	役職名・呼称	住 所

備考
1 ※欄は記入しないこと。
2 「相続人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

※手数料欄

別記様式第31号(第19条関係)

一般廃棄物処理施設 設置 許可証 変更		年 月 日
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 の規定により、設置 の許可を受け 第9条第1項 変更 た一般廃棄物処理施設であることを証する。		
岐阜市長		印
許 可 の 年 月 日		許 可 番 号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類		
設 置 場 所		
処 理 能 力		
許 可 の 条 件		
留 意 事 項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。	

別記様式第31号の2(第19条の2第1項関係)

別記様式第31号の2(第19条の2第1項関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出書 年 月 日 (あて先) 岐 阜 市 長	
届出者(〒) 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を当該施設で処理したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項に規定する事項について、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可年月日	年 月 日
に 係 る 許 可 番 号	第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力 (当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	m ³ /日()時間 t /日()時間 m ³ /時間 t /時間 埋立地の面積 m ² 残余の埋立容量 m ³
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	
非常災害により一般廃棄物が生じた	時 期 地 域
一般廃棄物の処理開始(予定)日	年 月 日

備考

- 産業廃棄物処理施設の種類については、破砕施設、焼却施設又は最終処分場の別を記入すること。
- 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、廃プラスチック類、紙くず、木くず、がれき類等の種類を記入すること。
- 次の書類を添付すること。
 - 当該届出に係る産業廃棄物処理施設設置許可証の写し
 - 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては、次に掲げるいずれかの書類
 - 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処分量の許可を受けたことを示す書類
 - 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを処分を業として行う者であることを示す書類
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
 - 一般廃棄物の広域的な処理を行うことについての環境大臣の認定証の写し
 - 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類

別記様式第31号の3(第19条の2第2項関係)

別記様式第31号の3(第19条の2第2項関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出受理書	
(届出者) 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
年 月 日付で提出のあつた廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による届出を次のとおり受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項の規定により、本書を交付します。	
年 月 日	
岐阜市長 印	
受 理 の 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	第 号
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る	許可年月日 年 月 日 許可番号 第 号
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
非常災害により一般廃棄物が生じた	時 期 地 域
備 考	

別記様式第31号の4(第19条の2第3項関係)

別記様式第31号の4(第19条の2第3項関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置変更(廃止)届出書	
年 月 日	
(あて先) 岐 阜 市 長	
届出者(〒) 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による届出について変更(廃止)をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設に係る	許可年月日 年 月 日 許可番号 第 号
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
変 更 (廃 止) の 内 容	
変 更 (廃 止) の 理 由	1 産業廃棄物処理施設の種類に変更があつた。 2 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があつた。 3 当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止した。
変 更 (廃 止) 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 様式中の「変更(廃止)」は、変更又は廃止のいずれか該当する方を○で囲むこと。
- 2 変更の場合は、変更(廃止)の内容欄に変更前及び変更後の内容を対比させて記載すること。
- 3 変更(廃止)の理由の欄は、該当する項目の番号を○で囲むこと。
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項に規定する受理書(原本)を添付すること。

別記様式第31号の5(第19条の3関係)

別記様式第31号の5(第19条の3関係)

No

縦覧申込書

年 月 日

(あて先)岐阜市長

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者)
電話番号 () -

岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第19条の2第3項の規定により、報告書等の縦覧を申し込みます。

縦覧に係る施設の名称	
縦覧する年月日	
縦覧の場所	

[別記様式第31号の6\(第19条の4関係\)](#)

別記様式第31号の6(第19条の4関係)

No

縦覧申込書

年 月 日

(あて先) 災害廃棄物処分受託者

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 () -

岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第19条の4第5項の規定により、報告書等の縦覧を申し込みます。

縦覧する年月日	
縦覧の場所	

[別記様式第32号\(第20条第1項関係\)](#)

別記様式第32号(第20条第1項関係)

最終処分場終了届出台帳

施設の設置者の住所	
施設の設置者の氏名 (名称及び代表者氏名)	
施設の閉鎖までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名
最終処分場の種類	
設置場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
埋立地の面積・埋立地の深さ及び覆土の厚さ	面積 m^2 埋立の深さ m 覆土の厚さ m
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	
埋立処分終了年月日	
埋め立てた廃棄物の種類及び量	

別記様式第33号(第20条第2項関係)

別記様式第33号(第20条第2項関係)

年 月 日

(あて先)岐阜市長

請求者
住所
氏名
(名称及び代表者の氏名)

最終処分場終了届出台帳閲覧請求書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の12第3項の規定により、次のとおり最終処分場終了届出台帳の閲覧を請求します。

請求する最終処分場の設置者の氏名及び処置場所	
請求の理由	